

# 保育総合研究会

JAM  
EE

## 広報 No.82

(2022.01.06)



発行:保育総合研究会 広報委員会

発行人:会長 坂崎 隆浩

### ○ 第71回定例会

日時 : 令和3年8月6日(金) 13:00~15:00  
場所 : オンライン開催(ZOOM)

題目・講師 「今後の社会福祉連携推進法人の今後の方向性」  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 課長補佐 添島里美 氏

添島様からは来年4月から本格始動する社会福祉連携推進法人についての講演があり、制度創設の背景から、今後の在り方の検討についてまで、幅広い内容を講演いただきました。

物品の一括購入や人材育成、事務支援、災害支援、資金貸付など幅広い業務が可能となるそうです。また、来年度からの施行初期は連携推進法人の認可が通りやすいのに対して、数年後の改正時からは認可基準が厳しくなる可能性もあるとのお話をありました。

人口減少への対応や、地方の小規模法人が連携推進法人を設立するメリット、評議員の確保など実務的な課題も含めて、制度施行前でありながら多面的な議論が交わされました。

連携推進法人だけでなく、こども庁も関係して今後数年間で幼児教育・保育をとりまく状況が大きく変化していくと思われます。自法人の経営・運営方針や事業展開についても、よく勉強して方向性を見出していくことが必要だと改めて考えさせられました。

### ○ 第72回定例会

日時 : 令和3年10月6日(水) 16:00~18:00  
場所 : オンライン開催(ZOOM)

題目・講師 「今後の幼児教育の動向について」

学習院大学 秋田 喜代美 氏

第72回定例会では、「今後の幼児教育の動向について」学習院大学 秋田様にご講演いただきました。「幼保小の架け橋プログラム」や幼児教育の質の評価のあり方など、国の会議で現在議論されている内容のご紹介をいただきました。更に、幼児教育の質の効果について、保育環境の質、ドキュメンテーションや ICT を使った保育等、これからの幼児教育実践で大事にしたいことについてのお話もお聞きしました。

ドキュメンテーションや保育環境の構成について、保育者自身が保育を楽しむことで、子どもや保護者も巻き込んでいき、地域の活性化にもつながるのだと改めて感じました。私自身デジタル文化は人との関わりを大切にする保育にはタブーだと考えていましたが、今回教えていただいた ICT 保育は仕事の手間も省け、効率よく教材として子どもたちに提供できる点など大変興味深い内容でした。

---

## ○ 7プロポジション研修会

日時 : 令和3年11月15日(月)・16日(火) 9:00~15:30  
場所 : オンライン開催(ZOOM)

### ◎ 第1章:人口動態から考える乳幼児教育・保育の課題と解決へのアプローチ

#### 1. 今後の人口動態と2040年の社会のあり方

2040年以降も持続可能な日本社会の創成(松永和孝/熊本県)

日本の高齢者人口は2042年にピークを迎える一方、人口についてははどんどん減少していく事を考えると2040年の課題は高齢化と人口減少になってきます。また、若者に対する社会保障の手薄や雇用や生活の不安定により未婚化や晩婚化が進み、年々の出生率が低下し今後の回復の見込みも薄くなっているのが現状です。しかし、都市部に比べ中間都市部の出生率は相対的に高く、特に九州は高い傾向があります。この背景には失業率が低く若い世代の雇用状況が比較的に良いことが挙げられます。そのことを考えると都市集中型にブレーキをかけAI や ICT などを導入し、若い世代が都市部ではなく地方でも自由に仕事を行い日本中や世界中に発信ができるコミュニティを作っていく事が今後の日本社会には必要であり、それがやがて地方の再生と出生率の回復につながっていくでしょう。

#### 2. 人口減少時代の乳幼児教育・保育の環境等

公定価格の見直しと過疎地域の保育の質の高さを証明する(今野真洋/秋田県)

過疎地域では少子高齢化が深刻化し人口減少が加速していますが、地方の保育施設が「ゼロ」になることはなく、都市部の待機児童の受け皿として機能していくためには公定価格の見直しと過疎地域の保育の質が重要となってきます。保育の質というと保育や環境に応じた人員配

置が出来ているのかが課題になるのです。過疎地でも都会でも同じような環境と保育の質を保つことが出来る制度へ移行することを要望していきたいと思います。子どもの学びの環境を様々な方面から整備することで、どこに住んでも子どもに最善の環境を作ることが出来ることは、今後の国の経済効果と住民自治の安定から民主主義の発展につながっていきます。未来ある子どものためにも更なる保育の質の向上と現場に立つ保育士の地位の向上、働き方改善は今後も継続して必要となるでしょう。

### 3. 省庁再編の必要性～子ども家庭省の創設その経過をどう考えるか

子ども家庭省の創設を早急にすべきである(坂崎力紀/青森県)

日本は急激な少子高齢化が進んでおり、社会構造を見れば AI などによる製造業の更なる人員削減、逆に介護をはじめとした老人福祉サービス業の人材不足などがありながら、働き方改革などもあります。これらの背景を考えても少子化問題は将来ではなく現在の問題としてとらえる必要があり、保育料無償化で終わることなく、大人の労働時間に合わせた保育時間の設定、給食の在り方、職員定数、さらには資格要件など社会問題が保育事業に及ぼす影響は多大です。保育単独では解決できない問題も多く、社会の在り方そのものを少子高齢化に合わせて変化させていかなくてはなりません。同じことが行政にも言え、省庁再編を行って子どもに視点を置いた政策を一体的に実施し、諸外国と比べて非常に少ない子どもへの公的予算を増やして日本の子どもたちの将来に道を示さなければならぬと感じました。

### 4. Society5.0 を見据えた幼児教育の今後の課題

技術革新による保育の「質による発展」を望む(樋沢伊知郎/青森県)

技術革新はいきなり現れるのではなく、少しずつ社会に浸透していきます。ICT などを導入すると、書類や検温など周辺業務にかかる時間が減り、その分を本務やノンコンタクトタイム、休憩時間などに回すことができます。またビデオなどで自分の保育を撮影して見返すことで、客観的な視点で見ることができます。これらは既に導入されている技術で行うことができます。5年以内には防犯カメラを活用した怪我の自動録画、重大事故の自動通報、不審者の自動認識なども始まります。また医療・障害・虐待などを AI が予測することで早期アプローチが可能になります。但し、これらの技術は周辺業務にあたるもので、保育の本質、人が人を育てるという本務は変わりません。デジタルを積極的に取り入れることで、人間的な暖かみのある保育が可能となるのでしょう。

## ◎ 第2章:これからの乳幼児施設の役割

### 1. どのような教育・保育を提供すべきか～地域の中の保育施設として～

保育義務化と保育登録制、地域への4つのアウトリーチ(平山猛／熊本県)

社会変動や自然災害が経済社会に大きく影響している今、私たちの生活が変わりつつあります。国のほうもその変動に動きを見せていましたが、思ったような効果が出てこないため地域の力を借りて行うことで地域独自の問題も含めて社会変動が出来るのではないかという側面と人口減少に伴い施設運営や保育の質の担保する仕組みを構築するという側面と柔軟に対応する必要があります。また、乳幼児施設における教育・保育については乳幼児施設が持っている付加価値(愛着関係・育児不安の解消・社会資源との連携・専門職としての協力)をしっかりと認識していく事が大事になります。また、様々な形でのアウトリーチを考え、入所している園児は勿論の事入所していない家庭の支援、障がいや病児へのかかわり方についても地域と連携できる仕組みをより構築することが今後必要になってくるでしょう。

## 2. 社会・地域のすべての子どもをはぐくむ施設の在り方

就労によらない施設入所と5歳児教育の義務化をすべきである(勇まり子／三重県)

現在の日本では少子高齢化や核家族化が進み地域での孤立や子育ての不安、虐待など子どもを取り巻く環境が変化し様々な課題があがっています。核家族化が進み他人との接触も少なくなり、さらに ICT の普及により外に出なくても生活ができる環境が整ってしまい、地域社会全体で子育てをする時代は過ぎ去っていきました。そのような時代の中、施設として今後どのように存在していかなければいけないのかを考えた時、「子育てが孤立しない仕組みづくり」と「すべての子どもの育ちを保障する場所」をしっかりと見ていく必要があることです。親が行動をしないと社会とかかわりを持つことが出来ない子どもの孤立感を考えると、親主体の子育てではなく子ども主体の子育てが出来るよう「地域共生社会」に向けて今後地域全体で取り組んでいくべきことになるのではないでしょうか。

## ◎ 第3章:望ましい教育・保育の提供をめざして

### 1. 施設の一元化

総合施設化したこども園へ一元化していくことを望む（松永和孝/熊本県）

幼稚園・保育所・認定こども園の施設一元化についての提案と説明がありました。3施設における法制度の現状や諸外国との比較から、3施設を包含する仕組みを導入し、乳幼児期の教育・保育を行う「こども園」と称した総合施設の実現を希望する提案であり、総合施設化された施設の役割として、子どもに対する温かさや、子どもたちの自由な発想、自由な空間がある中での、教育・保育と子育て支援が行われていくことが今後も必要となるでしょう。

### 2. 施設の基準と職員の専門要件の一元化及び望ましい姿

個人としてのキャリアアップの位置づけを確立する(坂崎力紀/青森県)

保育士等の評価基準、キャリアアップ形成についての提案と説明がありました。現状、保育士、

保育教諭の評価基準や研修受講の履歴等を加味した給与への反映は各法人に委ねられています。この現状を鑑み、処遇改善加算の給付は研修等を修了した個人へのインセンティブとして付与すべきであり、個人が自分自身のキャリアをより意識し、継続的に働くような制度を構築していくべきであること、また園長等の管理職についても質を確保するべく、試験の導入など研修体系を整備し、保育士等と同じく個人のインセンティブとして手当が付与されるような仕組を構築していく必要があるのではないかでしょうか。

### 3. 新たな職種・消える職種・連携する職種

未来を想定した今後の望ましい施設の職員の職種を考える(倉内真理/青森県)

今後の望ましい施設の姿を考え、それに伴う職員の職種及び保育はどう変わっていくべきか提案と説明がありました。教育面での質の向上のため各専門分野の外部講師、書類の作成、記録を専門とする職員、保育者の適切な勤務時間の把握、仕組み作り等を行う労務士、計算書類等の信頼性を確保するための会計・監査の専門家である公認会計士、保護者、近隣、職員との労務等、各トラブルに対して適切な解決策を助言できる顧問弁護士、これらの職員を導入し、園の実情によっては地域や各法人で連携して雇用することの必要性、そして時代の要請に合わせそれらの職種を確保していくことが保育の質の改善につながるのではないかでしょうか。

### 4. 保育者の働き方の提言

既存の保育の概念を変えていく(打田公平/岩手県)

保育者の働き方について提案と説明がありました。働き方改革が進み、また新型コロナウィルスによりテレワークに注目が集まり、自宅にいる時間が増え、今後は子ども園の利用日数が減少し、必要な時間だけ利用できれば良い等、登園機会の減少が予想されます。そのような現状を考慮し、土曜日を廃止、日曜日に開所する場合は加算とし、休日出勤で対応する、朝・夕園児の少ない時間帯は時差出勤で対応する、お昼寝時間の有効活用、オンラインを有効活用し、行事等の配信・オンラインでの子育て支援等の充実、専門職を雇用した仕事の細分化、超過勤務手当の予算付け、出張型保育サービスの拡大、立体投影機器の活用等、柔軟な働き方や保育の在り方、またそれらの変化に合わせた教育・保育の仕組みを今後も検討していくなければならないでしょう。

## ◎ 第4章:保育教諭と園児の定数と教員資格化・評価・研修等

### 1. 発達から見える望ましい職員配置基準の考え方

職員配置基準の改善こそが質改善の第一歩である(本田小百合／熊本)

集団の一員として生きる時代から子ども一人一人にスポットを当てた教育・保育が必要とされる時代へと変化しています。保育定数を踏まえながら未来の保育に向けて考えていった時、

子ども達の姿が年々変わっていくのに対し、保育定数は23年変わらず集団保育の定数で続行していることに問題を感じます。そこで、個人にスポットをあてた保育を考えた時の理想的な保育定数を見していくと、0歳児は2:1(大人一人で抱ける子どもの数と家庭的で安心できる細やかな保育の必要性)1歳児は3:1(月齢の差が大きく保育が難しい事と基本的生活習慣の獲得)2歳児は5:1(少しずつ他者への興味や関心を持つようになるので小集団の活動を主にして以上児に繋げたい)3歳児は8:1(子ども達が主体的に活動が出来るよう適切な援助を行う)4歳児は12:1(昔の集団保育のレベルに合った保育を行うことはこの年齢では難しい。進級や就学を見据えて個々に合ったカリキュラムが必要)5歳児は12:1(個々が個性をもって主体的に活動できる環境の確保と発達面を把握しスムーズな小学校との接続)になります。子どもが主体的で能動的な活動を行い、自分がしたい遊びを考え、そのためには何が必要なのかを考えることが出来る環境を整え、そして十分に遊びこめる時間の確保をすることで「考える力」が育つていきます。私たち専門職がやるべき環境は子どもの気持ちに寄り添いながら個々に合った丁寧な保育環境を考えていく事なのではないでしょうか。

## 2. 保育と計画の分業化

専門化・分業化し協働するチーム作りをする(隈崎哲也／鹿児島県)

様々な性質や特徴を持った子ども達が互いに生活をしていくためには保育教諭の専門性が必要不可欠となり、幼児期に培った生活する力を成人になってからも互いに助け合いながら生活が出来るしなやかな社会を構築していくことが望ましいです。また、保育者も子どもと同じように一人ひとり違いがあります。保育者の取り巻く生活様式を認め合いながらより良い環境での生活の場が大事となります。子どもを取り巻く環境も変わり、ネット社会が進んでいるので育児の孤立化が進み、様々な問題を抱えながら仕事を両立している家庭や愛情不足のため保育者に依存してしまう子どもが増えているのも事実です。そのような子育てに不安を感じている家庭にも違う形での保育用件を考えていく時代に来ていると思います。保育者だけではなく色々な関係機関が子育てに関わり見守っていく事が今後の子育てには更に必要になってくるのではないですか。

## 3. 教員・教諭資格の在り方と保育教諭の働き方

シャアリング・アライアンス、それぞれの専門の見地からチーム教育・保育を展開していく  
(田中啓昭／大阪府)

保育・教育は保育教諭の仕事ではありますが、保育教諭も生身の人間です。こなせる仕事の分量や範囲は限られてくるでしょう。様々な業務内容は分業することでカバーできますが保育のスキルは人が増えたから出来るものではありません。保育の質を上げるために保育教諭だけでは解決できない箇所をまた違う専門分野の方々とアライアンスを組み、様々な方面から物事を考える連携した保育を行っていく必要があります。また夢をもって保育教諭になり就職したが思っていた仕事が出来ない現実を目の当たりにして離職をするケースも少なくありません。保育教諭が自分に自信をもって働くことが出来るようにするために幼稚園教諭と保育士

の資格を統合し、4年制大学卒業者に資格を上げる事や養成校で現場実習を大幅に増やし実践を積むことが出来る事、また4年間に加えてさらに学んだ方への上位資格など、専門職に魅力を感じることが出来る場を設けないといけません。幼児期から資格取得までのプログラムを再検討し、より高度な専門性を学び、かつ実践で即戦力となる仕組みへと昇華させることが必要になってくるでしょう。

#### 4. 評価制度等の構築

これからの評価の流れを構築する(菊地渉／茨城県)

教育・保育の質の向上の事を目的として自己評価と他者評価を考えていった時、3つの施設でのばらつきがあります。今後一元化にするのであれば様々な所からの整理が必要となります。教育・保育の質の向上とはまず、保育者が子どもの遊びの中での育ちに気づきその育ちを次につなげられるような環境を構成出来る力が必要になりそれが質の向上であります。目に見える育ちだけではなく目に見えない育ちもしっかりと見取り、適した環境を整えていく事は保育の質になります。その様々な学びを見取ることのできる第三の評価者(子どもの学びやプロセスを読み取って評価できる者)にしっかりと評価を受けることが質を向上するには望ましいと思うと共に、公開保育の普及と評価者の育成が今後の課題となり、未来ある子どもと共に楽しもうとするその保育者の姿が十数年後の新たな保育者を育てるのです。様々な研修に行くことも大事ですが、まず目の前の保育に着目し、子どもの姿をしっかりと見ることが出来ているのか環境構成は適切なのかなどを共に考えることのできる場を設ける必要があるのではないかでしょうか。

#### 5. 研修の在り方

学び続ける体制と環境づくりを行う(加藤要貴／長野県)

保育所・幼稚園・認定こども園にとって外部研修や園内研修など様々な研修の機会を確保し資質の向上に努めることは施設の質の向上に直結します。公立幼稚園は「教育基本法第9条」などに研修の規定がなされ法定研修等が義務化となっています。私立幼稚園は義務化になってはいませんが任意での研修参加が可能になります。保育所では「保育所保育指針第5章」に職員の資質向上として研修等の確保、研修計画の作成について示しています。幼稚園のように法定研修はなく、独自に行う義務ではない研修が主となります。認定こども園は任意で幼稚園の法定研修に参加することが出来ます。各施設で研修を受けることのできる環境は整っているが、園の裁量(主に管理職、園長の裁量)によるところが大きく園によってのばらつきがある事も確かであります。偏りなくすべての園が指針で示したように質の高い保育を展開出来るよう職員一人一人に資質向上及び専門性の向上ができるよう、統一された指針要領を基に保育を行い、専門職の統一した資質向上が望まれる時代がくるでしょう。

## ◎ 第5章:要領と指針の真の一元化

### 1.2025年こども保育要領作成に向けて

今、取り組むべき課題とスマート保育について考える(吉本大樹／熊本県)

現要領・指針は養護及び教育についての捉え方や、様々な文言に違いがあり、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育所などの教育・保育にも違いが生じていることを問題とし、一元化に向けて新たな要領を作成していく必要性について発表されました。要領・指針によって文言の意味合いや位置づけについて語句の統一、所持している資格を整理し利用者に対して専門職としての明確化を表すこと、乳幼児期の「教育」に関する志向性の統合、これらの内容が今後取り組むべき課題となっていきます。更に、スマート保育として IoT 機器や ICT の導入をすることで業務軽減や時間の確保に繋がり、新たな価値観が生まれてくるのでしょうか。

### 2. 現要領・指針の精査

保育所保育指針/認定こども園教育・保育要領/幼稚園教育要領について

(高月善徳／大分県)

「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」、これら3法令は「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は共通していますが、「カリキュラム・マネジメント」が保育指針にはない事、年齢区分の違い等があるため、3法令を精査した上で、それぞれの課題について発表されました。【前文】は幼稚園教育要領にあり、小学校以降の学習指導要領との関連が記述されているため保育所や認定こども園にも必要な文章であること。【総則】は指針、教育・保育要領、教育要領ともに入っていますが、「カリキュラム・マネジメント」や「主体的・対話的で深い学び」の文言の違いや「養護」についての位置づけ等、それぞれの違いについて述べられました。その他の内容についても3法令の特徴や違い共通点等を細かく精査されており、各内容の統一、文言と現場の保育上の差異が生じることが問題点としてあげられるでしょう。

### 3. 要領・指針の一元化へ向けて

未来の子ども達のために考えること(主体性を育む)を忘れない(高月美穂／大分県)

戦後、第一次ベビーブーム・第二次ベビーブームの時代を経て子どもの増加と共に多くの幼稚園・保育所が設立されてから現在に至るまでの保育の歴史について述べられた上で、一元化に向けての課題を元に「0歳児からの発達の連續性の必要性」、「乳幼児教育の理解と小学校の接続」、「子育ての支援・食育の推進・災害・感染症やアレルギーへの備えの意義」、についての提言をされました。これからは多様な家庭環境で育った子どもたちが一つ屋根の下で園生活を行い、いろいろな経験の元、遊びを展開していくことこそが未来の教育及び保育です。全ての子どもの主体性を育むためにも私たち専門職の役割がさらに重要になり、それに伴い資質の向上が望まれるでしょう。

#### 4. (新)こども保育要領

2029年施行には一本化した保育の要領で迎えたい(岩橋道世／大分県)

人としての土台作りと言われる乳幼児期に「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」3つの要領・指針で保育を行うと就学までの育ちに差が出てくる恐れがあることから、小学校へのスタートカリキュラムへの影響が出てくるという問題が挙げられます。これらを改善するべく、幼稚園・保育所・認定こども園等に入園している0歳児から就学前の全ての子どもたちに等しく同じ教育・保育を提供するために要領・指針を一つにまとめた『仮称(新)「こども保育要領』について提言されました。この(新)「こども保育要領」を作成することにより、それぞれの乳幼児教育施設に入所している全ての子どもたちは等しく同じ要領の元に教育・保育を受けることが保障され、スムーズな小学校への入学・進学へつながっていきます。最後に少子化対策の一つとして外国人の受け入れについても述べられました。現在、幼稚園・保育所・認定こども園、それぞれの指針・要領を元に教育・保育が行われており、教育・保育内容に差が生じていることは見逃してはいけない問題です。全ての子どもたちが平等に教育・保育を受けることで日本の未来が明るい方向へ進んでいくことでしょう。

#### ◎ 第6章:様々な地域の施設、保育の方法及び補助事業

##### 1. 基本的地域共生社会の実現 地域社会と共に進む法人改革

地域共生社会と共に進む法人改革(矢野理絵／熊本県)

「基本的地域共生社会の実現」の中では、地域・家庭・職場など人々の生活の様々な場面において支え合いの基盤が弱くなっています。地域に暮らす人々が困難に直面した時、お互いが支え合い、孤立を生み出さない社会をつくっていく必要があります。また、人口減少が進み、地域の存続が危惧される中、共生・協働・公助・連携を基にして、社会保障や産業を超えた繋がりが以前にもまして重要となっています。地域社会全体を支えるための一体的な地域共生社会構築について、社会福祉連携推進法人制度による社会福祉法人の経営基盤の強化や多種多様な人へのサービスの拡充による共生社会実現へつながる構想が見えてくることでしょう。

##### 2. 地域の捉え方とその保育の在り方

(1)待機児童地域(青木恵里佳／東京都)

「待機児童地域」の東京でも待機児童が300人を切っており、定員割れをおこす園もあるという実情をお話しいただいた。育児休業の延長により0歳児の需要の低下が見られています。その中で保育施設が乱立し、近隣の園との競争が激しくなるのを危惧しています。また、区が独自性をもって乳幼児の教育・保育、保護者支援に取り組んでおり、それぞれ異なった支援が

必要となってくるでしょう。

## (2) 中間地域(菊地晃／岩手県)

「中間地域」では、地域によって若年層人口に大きく差があり、利用者も利便性が高い地域の保育所等を選ぶ傾向が高く、生活圏から離れている施設は、利用者が増えず、施設の維持が困難になっています。保育所等が利用者確保のため、ハード面ばかりを重視し、保育の質の低下につながることを危惧しています。また、施設を存続させるためにも他施設とは異なった新しい事業の展開と子育て世代のニーズに応えていく必要性について述べられました。

## (3) 過疎地域(樋沢伊知郎／青森県)

過疎地域では、人口が急激かつ大幅に減少し、地域社会の機能が低下し、住民が一定の生活水準を維持することが困難になっていきます。また、このような現象は 2040 年までに日本全国の過疎地域以外でも起こると予想されます。これから過疎化を迎える地域の衰退を防ぐためにも、施設や法人だけではなく、自治体を巻き込んで方向性を探していく必要があります。現在の過疎地域をモデルとして、過疎地域の消滅に歯止めをかけるための政策を実施し、模索していく必要があるでしょう。

## 3. 子育て支援関連の現行制度見直しと改善

制度の根幹問題と共に全ての子どもに対応した仕組みを望む(塩坂北斗／東京都)

「子育て支援関連の現行制度見直しと改善」についてご説明をいただきました。認定こども園、保育所、幼稚園ではそれぞれ独自に子育て支援を行っているが、地域の全ての子どもへ平等な支援を行うためにも、3施設と子育て支援センターが連携する必要があります。また、今後は全ての子どもと保護者に対応する子育て支援を行い、地域の子育て全般における支援拠点として「出産前からのかかりつけ保育施設」の必要性あります。また、現在、保育標準時間は 11 時間となっているが、保育者の働き方、子どもの育ちを考慮し、保育制度として未満児の標準時間を 8 時間化に変えていく必要があります。あわせて土曜日保育に関しても社会的な週休二日制に合わせ、加算化等の見直しが必要となってくるでしょう。

## 4. 保育施設のリスクマネジメント

リスクマネジメントの予算配分は必須である(東ヶ崎拓樹／茨城県)

保育施設のリスクマネジメントを感染症、自然災害、人災、補助金等について、まず感染症に関しては、コロナ感染症対策費用の予算がついているが、今後も感染症対策のため保健衛生費としての補助が必要となります。自然災害においても、迅速な避難、早期復旧のためのガイドラインの策定と法整備が必要と考えます。施設へのリスクマネジメントへの予算配分は決して十

分ではありません。保育施設は子どもの育ちと保護者の就労を守るための社会にとって不可欠な要素であり、より拡充した補助が必要になってくるでしょう。

## 5. 障がいの子どもに対する施策について

期待される取り組みとともにインクルーシブ教育について(矢野理絵／熊本県)

真の共生社会形成のために、切れ目のない一貫した支援体制の構築が必要であり、乳幼児施設から高校卒業までライフステージに応じた支援を行うことが求められます。また、特別支援教育を行う上で最も大切なことは「障がい者への理解」であり、園内、学校に特別支援教育コーディネーターを必置とし、集団の中で人間関係を築ける環境構成が必要となります。今後は、認定こども園が核となり幼児教育・保育・子育て支援・療育等を行い、地域全体を包含した子育て支援が必要とされることでしょう。

## ◎ 第7章：財源と今後の法人の在り方

### 1. 法人運営における財源について

公定価格と内部留保を組み合わせて進める(伊東俊樹/新潟県)

実績報酬である老人施設や看護・障害施設はコロナ禍で大打撃を受けました。一方、こども園をはじめとした保育事業は在籍人数での計算なため、利用が無くても安定した収入があります。こうした背景もあり、保育事業を主とする法人は予算編成や執行、また将来のための積立金などの財源についての金銭的な危機感が弱いと思われます。これからの中少子化時代において、法人運営の財源を適切に運用するノウハウを磨いていかなければならぬでしょう。

### 2. これからの法人の在り方

保育で生き残る道筋と社会・地域貢献の必要性(永田久史/大阪府)

かつて町の酒屋は塩などと同じ専売制度だったため、酒類販売が自由化されるはずがない、税金を納めている我々を国が見捨てるはずがないと思っていました。ですが実際は酒類販売が自由化され、国は販売主体(手段)ではなく、酒類販売による税収(目的)が達成できればよいのだと思い知らされました。今、保育事業にも同じことが言えます。実施主体は必ずしも社会福祉法人である必要はなく、またその形態も大規模園からベビーシッターまで様々です。自分たちで既存の枠組みに固執していると、気が付いた時には手遅れになっているかもしれません。常アンテナを張って新しい可能性に敏感になる必要があるのでしょう。

### 3. 社会福祉連携推進法人とは

社会福祉連携推進法人の意義を考える(樋沢さやか/青森県)

いよいよ来年4月から社会福祉連携推進法人が始まります。「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」、「合併、事業譲渡」、「社会福祉法人の新設」に続く選択肢の一つで、いわゆる保育業界におけるホールディングス制とも言うことができます。複数法人で協力することにより、施設や職員の資質向上、新たな福祉支援の創出、他業種・他機関との連携強化など、少くないメリットが考えられます。一方で、行事等が重なるために共同購入した物品や設備の共用が時期によってできない、同地域で被災した場合、法人間の災害対応が機能しない、地域ごとの保育ニーズが違い過ぎることで連携法人のメリットが得られないなどの懸念もあります。連携推進法人を生かしていくためには、法人間の理念の共有、ニーズの掘り起こし、メリットとデメリットの洗い出しなど、一度連携して終わりではなく、その時々に合わせた連携推進法人の可能性を探求、更新していくことが重要になってくるでしょう。

#### 4. インフラとしての保育所等 3施設類型の是非

省庁再編と幼保一元化は必修である(田口侑平/神奈川県)

少子高齢化、核家族化、地域全体としての養育力の低下を背景として、現在3省庁にまたがる保育行政の一本化＝省庁再編が議論され始めました。妊娠出産から義務教育までを一つの庁に統合することは保護者、子ども、施設の現場の全ての人に大きなメリットがあることは明白です。ですが実際には文科省側に抵抗が根強く、幼稚園の幼児教育や小中学校等の義務教育を文科省に残す方向で議論が進んでいます。但し、これについても政府与党内から強い異論が出て結論が先送りされるなど、未だ情勢は流動的であります。全ての子どもに良質な成育環境を保証するため、形だけではなく真の幼保一元化を実現することが重要ではないでしょうか。

#### 5. 現行制度で 2040 年を迎えるために

全ての子どもを対象として、現行制度を新たな仕組みに改善する(古川豊/熊本県)

ベビーブームや待機児童問題を背景に拡大を続けてきた日本の保育制度ですが、2040年に向けて整理の時代へと変わっていかなくてはなりません。現在の公定価格の仕組みをベースにしつつ、職員配置基準の見直しや人口減少地域への加算などで保育者の労働環境・待遇改善にとりくみつつ、「大人が週40時間働く間に子どもが週66時間働く(保育施設に居る)」という矛盾を解決していくなければなりません。社会資源のノウハウを活用し、保育施設が地域の子育てを支えていく仕組みを作っていくことで、一方的に福祉サービスを利用するのではなく住民が相互に支え合う地域福祉が見えてくるのではないかでしょうか。

## ○各委員会・部会報告

### ◎ 保育制度部会

令和3年11月15日(月)・16日(火) 7プロポジション研修会 開催

### ◎ 保育科学委員会

「3歳未満児における保育内容の評価に関する研究～人的環境・物的環境・言語環境の研究から見えてきたものを土台として～」というテーマで令和3年度は研究を行っています。

まず、平成29年度より令和3年度にかけて保育現場における3歳未満児の教育の在り方を保育環境・物的環境・人的環境の3分野に分けて調査研究を行ってきました。

この研究結果見えてきた保育に欠かせない評価ポイントを抽出し、新たな視点から保育の評価基準を考えしていくことで、実践的に保育士の日常の保育を振り返ることができる評価項目が出来ないかと考えました。

協力してくれた各保育園の乳児担当保育士に実際に4月からの保育を振り返りながら評価をしてもらい、評価をすることから見えてきた視点や有効性を考えまとめています。

協力してくださった園の皆様に感謝申し上げます。引き続き調査研究のご協力をお願ひいたします。

### ◎ JAMEE.S(ジャミーズ)

令和4年2月の年次大会に合わせ、意見交換会をハイブリッド型で開催予定です。議題は4月に迫る社会福祉連携推進法人制度をはじめ保育事業の近々の課題を予定しています。

---

保育総合研究会(<http://hosouken.xii.jp/hskblog/>)

事務局

〒574-0014 大阪府大東市寺川1-20-1

社会福祉法人 聖心会 幼保連携型認定こども園 第2聖心保育園内 永田 久史

Tel : 072-874-0981 Fax : 072-874-0982 Mail : [zenkichi@apricot.ocn.ne.jp](mailto:zenkichi@apricot.ocn.ne.jp)